



- ◇予防接種費用助成制度が3月31日に終了 3面
- ◇就学奨励金の申請を受付 3面
- ◇デジアナ変換がまもなく終了 4面
- ◇公民館特集 5面
- ◇統一地方選挙特集① 8面
- ◇阪神甲子園駅リニューアル 8面

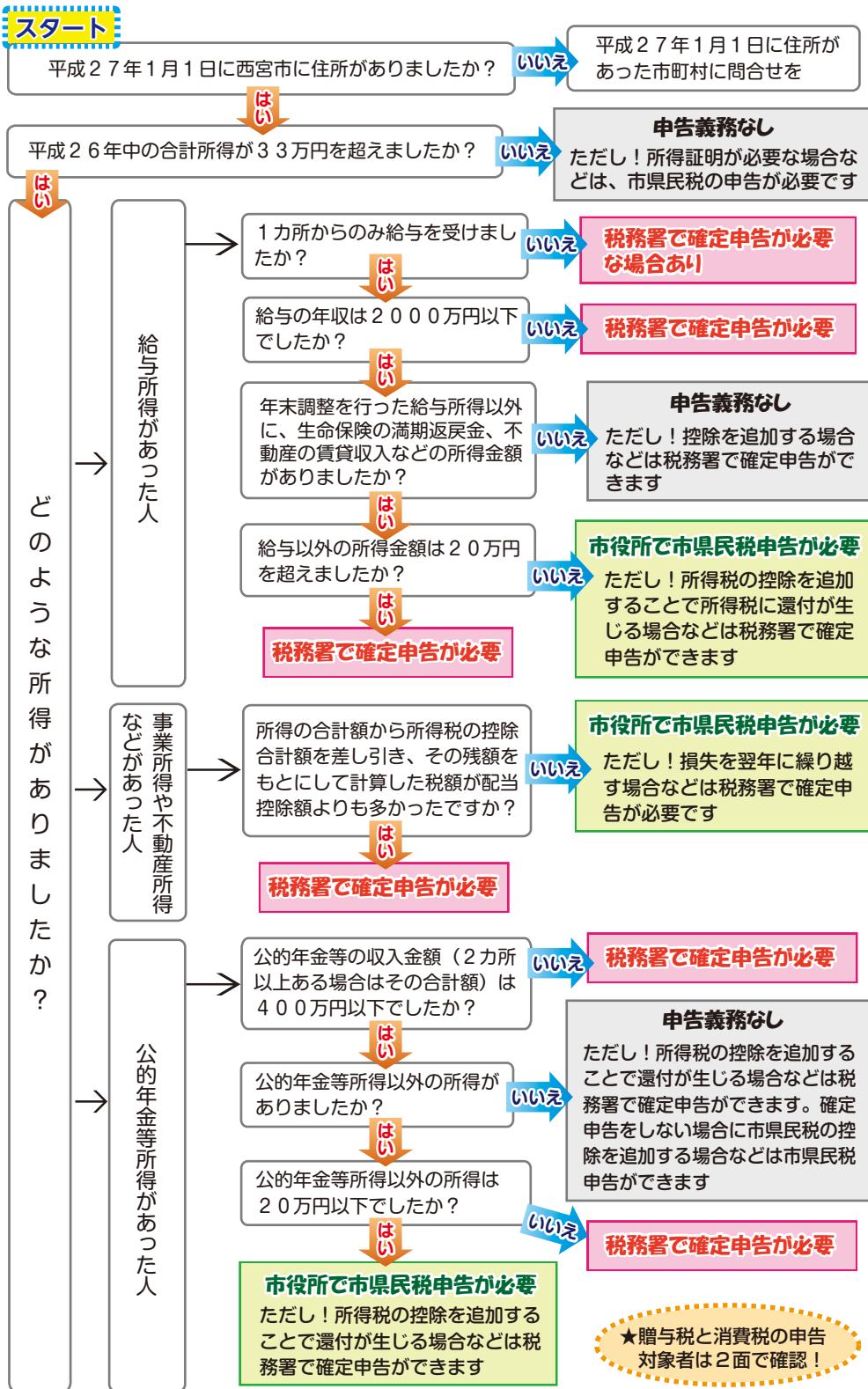
正しく申告を!

平成26年分所得税
平成27年度市県民税

提出期限
3/16

税の申告が必要かどうか チェック!

(注) フローチャートは一般的なケースですので、詳細は市民税課へ問合せを



※上記以外の所得があり、確定申告が必要と思われる人は、税務署に問い合わせてください
※税務署に所得税の確定申告書を提出した人は、市県民税の申告をする必要はありません



各申告会場はコチラ！！

所得税・復興特別所得税など

■西宮税務署

- 所得税および復興特別所得税…2月16日(月)～3月16日(月)
- 贈与税…3月16日(月)まで
- 消費税…3月31日(火)まで

※いずれも土・日曜、祝日を除く

■西宮税務署以外の特設会場

期間(土・日曜、祝日を除く)	対象
西宮商工会館（櫛塚町2-20） 3月16日(月)までの 9:00～16:00	年金所得者、給与所得者の還付申告者 (不動産、株式等の譲渡および贈与税、住宅 借入金等特別控除の申告を除く)
アピアホール（阪急逆瀬川駅前「アピア1」5階） 2月13日(金)までの 9:30～16:00	年金所得者、給与所得者の還付申告者 (不動産、株式等の譲渡および贈与税の申 告を除く)
2月16日(月)～27日(金) の9:30～16:00	年金所得者、給与所得者、事業所得者など (不動産、株式等の譲渡および贈与税の申 告を除く)

西宮税務署で 休日申告相談

2月22日(日)、3月1日(日)
午前9時～午後5時

通常、土・日曜、祝日は受け付けていません。
この2日間は大変混雑が予想されますのであらかじめ
ご了承ください。

※西宮税務署や各申告会場では、混雑の状況により早めに
相談受付を終了する場合があります

市県民税

会場	開設期間(土・日曜を除く)	受付時間
市役所本庁舎2階	2月12日(木)～3月16日(月)	9:00～17:30
瓦木支所	2月20日(金)・23日(月)・24日(火)	9:30～11:30
甲東支所	2月25日(水)～27日(金)	13:00～16:30
鳴尾支所	3月2日(月)～5日(木)	
山口支所	3月6日(金)・9日(月)	9:45～11:30
塩瀬支所	3月11日(水)・12日(木)	13:00～16:30

※塩瀬・山口支所では、上記受付日時以外でも申告書を預かることができます

郵送での確定申告や申告に関する市県民税の注意点・税制改正などについては2面で紹介

【問合せ】所得税など…西宮税務署(0798-34-3930)、市県民税について…市民税課(0798-35-3267)

市県民税に関するお知らせ

申告時の持ち物～印鑑と収入が分かる源泉徴収票等が必要

【全員】印鑑、源泉徴収票など収入の分かるもの（収入のない人は不要）

【各種控除を受ける人】生命保険料や国民年金保険料等の控除証明書、医療費等の領収書、配偶者の所得が分かるもの、障害者手帳など

住宅ローン控除の注意点

市県民税の住宅ローン控除が適用される条件は、所得税の住宅ローン控除が適用され、平成11年～18年または21年～29年に入居し、控除可能額のうち、所得税から控除しきれない額がある場合です（注）。ただし、所得税における給与所得の年末調整による控除（給与支払報告書への記載も必要）または確定申告書等への記載が必要です。

*住宅ローン控除が年末調整により所得税から控除されず、かつ住宅ローン控除の記載のある確定申告書等が市県民税の納税通知書等送達までに提出されない場合、遅れて手続きをしても市県民税の住宅ローン控除の適用はできません

（注）22年度以後、市への独自の申告は原則不要（18年以前に入居した人で、退職、山林所得がある場合や平均課税を適用されている場合は市民税課へ問合せを）

市県民税

平成27年度から適用されます

①上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等に対する軽減税率の特例措置が平成26年度で終了し、27年度からは本則税率を適用

平成26年度(25年分)以前	平成27年度(26年分)以後
市県民税 3%	市県民税 5%
（市民税 1.8%、県民税 1.2%）	（市民税 3%、県民税 2%）
所得税 7%	所得税 15%

②住宅ローン控除の適用期限が平成29年までの入居に延長されます。また、26年4月～29年12月の入居者で、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が8%または10%の場合の控除限度額が拡充されます

入居年月日	平成25年12月まで(現行制度) 平成26年1月～3月	平成26年4月～29年12月(※)
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9万7500円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13万6500円)

（※）住宅の取得にかかる消費税率が5%の場合は、拡充前の限度額が適用されます

主な税制改正の要点をチェック

1面からの続き

所得税等の確定申告

申告時 復興特別所得税の記載漏れにご注意を！

平成25年分から49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を、所得税と併せて申告・納付することとされています。

申告書を作成する際には、記載漏れがないようにご注意ください。

インターネットで申告書作成！

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税申告書や贈与税の申告書などが作成できます。作成した所得税申告書などは、印刷して郵送などで提出できます。

郵送方法

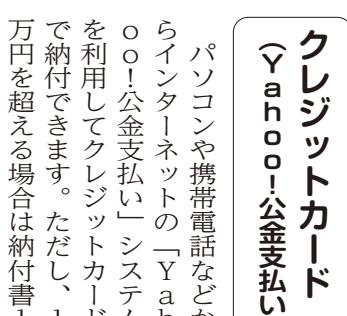
申告書に必ず住所・氏名を記入し、所得から控除される生命保険料の証明書や源泉徴収票など各種書類を必ず添付して、西宮税務署へ郵送または信書便で送付してください。収受日付印のある確定申告書の控えが必要な場合は、申告書の控えと返信用封筒（宛名を記入し、切手を貼り付け）を同封してください。

贈与税・消費税の申告対象者

- ◆贈与税…平成26年に贈与を受けた財産の価格の合計額が基礎控除である110万円を超えた人
※相続時精算課税を選択した場合は計算が異なります
- ◆消費税…事業所得や不動産所得がある人で、平成24年分の課税売上高が1000万円を超える人、課税事業者選択届出書を提出している人など

■ 口座振替・クレジットカード・携帯電話で支払い可能 ■

税インフォメーション



パソコンや携帯電話などを利用できる市税の支払い方法です。Yahoo!-お金支払いシステムを利用することで、市税の支払いが簡単になります。また、市税の支払い登録ができます。

広告

甲子園球場での阪神タイガース戦に抽選で7,000席(6日間合計) 西宮市民の皆様を特別ご優待いたします。■主催：阪神タイガース ■協力：西宮市

実施日 2/8(土)・9(日) VS 横浜DeNAベイスターズ
2/10(金) VS 広島東洋カープ
2/28(土)・29(日)・30(祝) VS 東京ヤクルトスワローズ

料金 500円(税込) (おとな・こども共通)
※4才以上のお子さまは入場券が必要です。
※1歳未満

応募方法 ハガキに①希望試合日②希望枚数(最大6枚まで)③郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号をご記入の上、ご応募ください。
※ご応募は、西宮市内にお住まいの方に限ります。(在勤者の方対象外) ※お一人様1試合につき1枚、チケット6枚までの応募になります。
最大6枚(6試合分)まで可。※1枚のハガキで複数試合分、またはチケット7枚以上お申し込みされますと無効といたしますので、あらかじめご了承ください。※ご応募いただいた個人情報は厳重に管理し、抽選および当選通知の発送以外の目的で利用することはございません。
※ご当選された場合、お申し込みされた購入希望枚数を必ず購入していただくこととなります。

応募締切 2015年2月18日(水)必着

応募先 ☎663-8799 西宮東郵便局留 阪神タイガース「西宮市民特別ご優待」係

抽選結果 当選者のみ郵送でお知らせいたします(2月末頃)。当選された方は下記の要項にてご購入ください。

購入要項 販売期間: 2015年3月1日(日)～4月5日(日) 販売場所: 阪神甲子園球場 9号門横入場券売場(10:00～17:00)
※月曜・祝日定休。ただし高校野球期間中は営業(休養日を除く)。

詳しくは、2月10日(火)の朝日新聞・神戸新聞・産経新聞・毎日新聞・読売新聞の朝刊の折り込みチラシをご覧ください。
※チラシは西宮市内の阪神電車各駅にも置いています。

お問い合わせ】西宮市民特別ご優待】事務局 ☎06-4256-6057 10:00～18:00 2/9(月)～3/6(金)まで
※土・日を除く。ただし2/11(水)は開局。

市税を便利に納付!

【問合せ】税務管理課(0798・35・3233)

口座振替

口座振替を利用すると、納期ごとに金融機関等に行く必要がないため、納め忘れの心配もなく、安心・便利です。

口座振替を利用する場合、市役所、各支所、金融機関の窓口で手続きで手続が簡単に済みます。また、現在口座振替を利用している人は、3月中旬に廃止の手続きが必要です。

利用可能なクレジットカード
ERICAN Card、JCB、MasterCard、VISA、EXPRESS、RECORD、Diners Club

軽自動車税

廃車手続きは3月中に

軽自動車税は4月1日現在で、原動機付自転車や軽自動車を所有している人に1年分の税金がかかります。既に所有していないのに廃車や譲渡の手続きをしていない人は、3月中に手続きを済ませてください。

手続きの無い場合は、平成27年度も引き続き課税されますのでご注意ください。

問合せは税務管理課(0798・35・3209)へ。

固定資産税 都市計画税

第4期分納期限 3月2日

市税は必ず納期限までに納付してください。

問合せは課税については資産税課(0798・35・3269)、納税については納税課(0798・35・3233)へ。